

「携帯電話」の範囲・定義：①フィーチャーフォン（いわゆるガラケー）②スマートフォン③子ども向け携帯電話（基本的な通話・メール機能やGPS 機能のみを搭載しているもの）

※携帯ゲーム機・携帯音楽プレーヤー・タブレット型端末については、その主たる目的が連絡手段にあるとは考え難いことから、インターネット回線への接続の可否に関わらず、「携帯電話」には含めない。

	【中学校】 学校単位による携帯電話持込みにかかる確認表（学校用）		確認欄
1	生徒による携帯電話の持込みを認めるために、令和2年7月31日付け文部科学省通知「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」の4条件に基づき、別紙「【中学校】 学校単位による携帯電話持込みにかかる確認表（生徒・保護者用）」に定める全項目について、生徒・保護者が合意している。		
2	生徒が自らを律することができるようルールを、学校のほか、生徒や保護者が主体的に考え、協力して作る機会を設けること	生徒・保護者・地域等と連携し、携帯電話の取扱いについて、生徒が自らを律することができるようルールを継続的に協議できる機会を設定し、生徒が自らを律することができるようルールの設定・見直しが可能な体制（年1回以上）が整っている。	
3		使用方法（場所・時間）、SNS 等を通じた他人とのやりとり等、携帯電話の取扱いについて、家庭内でルールを設定していることを確認している。	
4	学校における管理方法や、紛失等のトラブルが発生した場合の責任の所在が明確にされていること	持ち込んだ携帯電話については、全教職員による共通理解のもと、保管方法・保管場所・使用場面・返却方法等のルールを定め、生徒・保護者に周知している。生徒・保護者は、学校の定めたルールを守ることに合意している。	
5		携帯電話を保護者との連絡手段とせざるを得ない場面、その他やむを得ない事情等、生徒・保護者と具体的な場面について共通理解できている。 保護者は、使用を認める場面・事情以外の使用から生じたトラブルについて、保護者がその責任を負うことに合意している。	
6		使用を認める場面以外における携帯電話保管時の端末の状態（電源 OFF 等）について、全教職員と共通理解を図り、生徒・保護者に周知している。 生徒・保護者は、使用を認める場面以外における携帯電話保管時の端末の状態について合意している。	
7		学校が携帯電話を保管する際には、「善管注意義務（※）」により、他人から預かったものの保管について注意義務が生じるため、丁寧な扱いが求められること、及び破損や盗難について、保護者が責任を負うことに合意していても、訴訟等において損害賠償を求められる可能性があることを全教職員が理解している。 保管・返却時の扱いについて、保管ケース・袋等には生徒が入れ、携帯電話を入れた保管ケース・袋等を教職員が鍵のかかる場所に移し、施錠者や鍵の管理者を決める等、預かり・返却の際の工程についての行為者を明確にしている。	
8		保護者は、携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩について、保護者がその責任を負うことに合意している。	
9		全教職員による共通理解のもと、ルール違反時の措置や指導方法について方針を定め、生徒・保護者へ周知している。 生徒・保護者は、ルール違反時の措置や指導方法について合意している。	
10	フィルタリングが保護者の責任のもとで適切に設定されていること	使用制限やフィルタリング機能の内容及び、設定方法について保護者が理解しており、生徒・保護者は、保護者の責任のもと、適切に使用制限やフィルタリング等を設定することについて合意している。	
11		保護者は、持込み時に使用制限やフィルタリング機能等が解除されないよう、保護者が継続的に管理することについて合意している。	
12	携帯電話の危険性や正しい使い方に関する指導が学校及び家庭において適切に行われていること	生徒・保護者等を対象とした、インターネット・SNS 上のいじめ・トラブル防止のための取組や、個人情報の流出、携帯電話の不正使用等に関する取組、情報モラル教育に組織的・体系的に取り組み、継続的に携帯電話の利用方法の見直しを促す体制ができている。	
13		いじめや犯罪被害等のトラブルがあった場合の相談窓口、及び関係機関について、生徒・保護者に周知している。	
14		生徒・保護者は、持込む端末にパスワードを設定する等、適切な対応をすること、生徒のパスワード管理については保護者がその責任において指導することに合意している。	

※善管注意義務…「善良な管理者の注意義務」の略。業務を委任された人の職業や専門家としての能力、社会的地位などから考えて通常期待される注意義務のこと。

____年 ____月 ____日

大阪市立〇〇中学校 校長名 _____

公印
省略

「携帯電話」の範囲・定義：①フィーチャーフォン（いわゆるガラケー）②スマートフォン③子ども向け携帯電話（基本的な通話・メール機能やGPS機能のみを搭載しているもの）
 ※携帯ゲーム機・携帯音楽プレーヤー・タブレット型端末については、その主たる目的が連絡手段にあるとは考え難いことから、インターネット回線への接続の可否に関わらず、「携帯電話」には含めない。

	【中学校】 学校単位による携帯電話持込みにかかる確認表（生徒・保護者用）		確認欄	
			生徒	保護者
1	令和2年7月31日付け文部科学省通知「学校における携帯電話の取扱い等について（通知）」の内容、「携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のないものであること」から「学校への生徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべきであること。」を理解したうえで、携帯電話の持込みを希望します。 持込みに際しては、学校の教育活動に支障のないよう、次の条件のもと学校に協力します。			
2	生徒が自らを律することが できるようなルールを、 学校のほか、生徒や保護者 が主体的に考え、協力して 作る機会を設けること	携帯電話の取扱いについて、学校が実施する協議に協力し、生徒・保護者とともに定めたルールを守ります。		
3		使用方法（場所・時間等）、SNS等を通じた他人とのやりとり等、携帯電話の取扱いについて、家庭でルールを設定し、そのルールを守ります。		
4		持ち込んだ携帯電話については、学校の定める使用方法を守ります。学校が定める管理方法に合意し、登下校中や学校の教育活動内等、学校が認めない使用をさせません。		
5		携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩については、保護者が責任を負います。		
6	学校における管理方法や、 紛失等のトラブルが発生 した場合の責任の所在が 明確にされていること	学校が認める使用場面以外については、電源を切る等、学校の指示に従います。		
7		学校が認める使用場面以外の使用から生じたトラブルについては、保護者が責任を負います。		
8		ルールを違反した際は、学校の指導に従います。		
9	フィルタリングが保護者の 責任のもとで適切に設定さ れていること	保護者は、使用制限やフィルタリング機能の内容及び、設定方法について理解し、保護者の責任のもと、適切に使用制限やフィルタリング等を設定します。		
10		使用制限やフィルタリング機能等が解除されたまま、持込まれることがないよう、保護者の責任のもと管理します。		
11	携帯電話の危険性や正しい 使い方に関する指導が学校 及び家庭において適切に行 われていること	インターネット・SNS上のいじめ防止に係る学校の取組に協力します。また、家庭内においても人を傷つけるような発言や行動はしないよう、指導や取組をします。		
12		生徒・保護者ともに、いじめや犯罪被害等のトラブルがあった場合の相談窓口や連絡できる関係機関を知っています。		
13		個人情報の流出や不正な使用を防ぐために、パスワードを設定する等、適切な対応をします。 パスワードの管理については、保護者の責任において指導します。		
14		災害時等の緊急時以外に、保護者から生徒の携帯電話への連絡はしません。		
15		生徒・保護者ともに、携帯電話やインターネット、SNS等の利用によるトラブルを未然に防ぐための学習に参加し、必要に応じて利用方法について見直します。		

_____年____月____日 大阪市立〇〇中学校 _____年____組____番 生徒 名前_____

保護者 名前_____